

## 産業廃棄物収集運搬業許可証

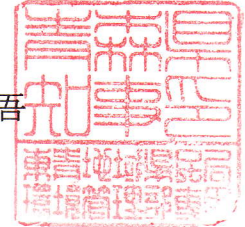
東京都渋谷区千駄ヶ谷五丁目33番8号

日本貨物鉄道株式会社

代表取締役 犬飼 新

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

青森県知事 三 村 申 吾



許可の年月日 令和2年6月3日

許可の有効年月日 令和7年5月23日

## 1. 事業の範囲

| 産業廃棄物の種類（特別管理産業廃棄物であるものを除く。） |  |   |                       |    |   |
|------------------------------|--|---|-----------------------|----|---|
| 燃え殻                          |  | ○ | 動物系固形不要物              |    | × |
| 汚泥                           |  | ○ | ゴムくず                  |    | ○ |
| 廃油                           |  | ○ | 金属くず                  |    | ○ |
| 廃酸                           |  | ○ | ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず |    | ○ |
| 廃アルカリ                        |  | ○ | 銧さい                   |    | ○ |
| 廃プラスチック類                     |  | ○ | がれき類                  |    | ○ |
| 紙くず                          |  | ○ | 家畜ふん尿                 |    | ○ |
| 木くず                          |  | ○ | 家畜の死体                 |    | ○ |
| 繊維くず                         |  | ○ | ばいじん                  |    | ○ |
| 動植物性残さ                       |  | ○ | 政令第2条第13号廃棄物          | ※1 | ○ |
| 上記のうち                        |  |   |                       |    |   |
| 自動車等破砕物であるもの                 |  | ○ | 水銀使用製品産業廃棄物であるもの      |    | ○ |
| 石綿含有産業廃棄物であるもの               |  | × | 水銀含有ばいじん等であるもの        |    | ○ |
| 備考 ※1 コンクリート固型化物に限る。         |  |   |                       |    |   |

○：取り扱うもの ◎：積替え又は保管行為を含むもの ×：取り扱わないもの

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ  
該当無し

3. 許可の条件  
無し

4. 許可の更新又は変更の状況  
平成11年1月5日 変更許可  
平成12年5月24日 更新許可  
平成17年9月22日 更新許可  
平成22年8月4日 更新許可  
平成27年5月24日 更新許可  
令和2年6月3日 更新許可  
令和4年8月3日 書換え（代表者）

（裏面に続く）

(裏面)

5. 積替え許可の有無 無  
市名 ー

許可番号 ー

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 無

(以下余白)